



# 高校生等奨学給付金

～奨学のための給付金～

## 高校等の教育費を支援します！

- 教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する **返還不要の給付金** です。
- **生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯**が対象です。  
※ **家計が急変して非課税相当になった世帯**も対象になります。
- **学校またはお住まいの都道府県**への申し込みが必要です。  
※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
- **新入生**は、4～6月に**一部早期支給**の申請ができます。  
※ 都道府県によって実施状況が異なります。

### 令和5年度の給付額

世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	117,100円	137,600円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円	152,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円

※家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。



詳しくは、**学校またはお住まいの都道府県**にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)



# 高校生等奨学給付金（世帯構成パターン図）

## ●子ども一人世帯



【全日制等】(第1子)  
 国公立 117,100円  
 私立 137,600円



【全日制等】(第1子)  
 国公立 117,100円  
 私立 137,600円



扶養されていない

## ●多子世帯（※扶養されている15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯）

### ◎ 高校生等が2人いる世帯の場合



【全日制等】(第1子)  
 国公立 117,100円  
 私立 137,600円



【全日制等】(第2子以降)  
 国公立 143,700円  
 私立 152,000円

給付額の増額



【通信制・専攻科】  
 国公立 50,500円  
 私立 52,100円



【全日制等】(第2子以降)  
 国公立 143,700円  
 私立 152,000円

給付額の増額

(注)通信制の高等学校等や高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生がいる場合には、通信制・専攻科以外の高校生等については、給付額を増額し「第2子以降」の単価となる。

### ◎ 高校生等以外の子どもがいる場合



【全日制等】(第2子以降)  
 国公立 143,700円  
 私立 152,000円

給付額の増額



扶養されている

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)  
 国公立 143,700円  
 私立 152,000円



【全日制等】(第2子以降)  
 国公立 143,700円  
 私立 152,000円

給付額の増額